

# 社労法務システム利用契約約款

株式会社日本シャルフ（以下「弊社」といいます。）とお客様は、社労法務システム（以下、本サービスといいます。）の利用につき、本サービス利用契約（以下、本契約といいます。）と一体を為すものとして、本約款のすべての条項について、一切の条件ないし留保を設けることなく合意します。本約款の内容をご承諾いただけない場合には、本サービスを利用することはできませんので、ご注意ください。

## 第1条（定義等）

1. 本契約においては、以下の用語を以下に定める意味に用います。

### i 本サービス

本契約において特定されたプランに従って弊社が管理するサーバー内に設置されたソフトウェアをインターネットを通じて利用できるサービス

### ii 付随サービス

本サービスに付随して行う情報提供及び物品販売

### iii プラン

本サービスで使用できるソフトウェア又は機能によって分類されたサービス区分

### iv 個人情報

氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

### v 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定される番号

### vi 特定個人情報

個人番号をその内容を含む個人情報

2. 弊社は、必要性を判断し、お客様の承諾なしに本サービス及び付随サービスの内容を変更することができます。

## 第2条（本サービスの利用開始）

本サービスは、お客様が弊社に対して本サービス利用の申込みをし、弊社がこれを承諾した後、本契約締結時に支払うべき設定料金、利用料金及び消費税の全部を支払った後、利用を開始することができます。

## 第3条（システムの運用管理）

1. 本サービスは、原則として、3 6 5 日 2 4 時間利用できるものとする。

2. 本サービスは、指定事務所内でのみアクセス、利用可能とし、指定事務所外からのアクセス、利用はできないものとします。

## 第4条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、本契約において定める利用開始月から1年間とします。

2. 利用期間満了日の2か月前までに、お客様又は弊社のいずれからも書面による更新拒絶の通知がなされない場合、本契約は、同一内容で更新され、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とします。

3. 本契約の有効期間中、お客様は、解約日の2か月前までに、弊社に対して書面で通知することにより、解約日をもって、本契約を解約することができます。

4. 前項にかかわらず、お客様は、利用開始月（本契約の更新又はプランの変更があった場合、更新又は変更前の当初の利用開始月）から12か月間は、本契約を解約することができないものとし、同期間内に解約された場合であっても、利用開始月から12か月分の利用料金を支払うこととします。

## 第5条（本サービスの一時停止等）

1. 本サービスは、以下の事由により、弊社が本サービスの正常な提供ができないと判断した場合、利用を一時停止する場合があります。

i サーバー設備の保守又は工事など、本サービスの利用を保護するために必要な措置を実施したとき

ii 第1種電気通信事業者または国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止したとき

iii その他天変地異等の不可抗力により、本サービスの提供に障害が生じたとき

2. 本サービスの利用を一時停止する場合、弊社は、お客様に対して、事前に通知します。ただし、緊急性等により、事後の通知による場合又は通知を省略する場合があります。

3. 本条による本サービスの一時停止に基づく一切の損害について、弊社は責任を負いません。

## 第6条（本サービスの内容）

1. 弊社は、お客様に対し、弊社の定めた方法により、本サービスソフトウェアを設置したサーバー（以下、サービスサーバーといいます。）にアクセスして、本サービスを利用する権利を行使するために必要なお客様固有のID、パスワード及びライセンス（以下、ID等といいます。）を付与します。

2. お客様は、前項のID等を用いて本サービスを利用する非独占的な権利を取得します。

3. お客様は、本契約のほか弊社が提供したマニュアルに定めた目的及び用法に従ってのみ本サービスを利用することができ、弊社サーバー内のソフトウェア、プログラム又はデータ等について、複製、改変、及び、本契約の目的外の使用をしないものとします。

4. 弊社は、弊社サービスサーバー内に稼働するソフトウェア及びこれに対するアクセス権限のみを保証し、弊社が提供すると否にかかわらず、お客様のコンピュータ内のソフトウェアの内容、動作について、保証するものではありません。

5. お客様は、弊社サービスサーバーにアクセスして、本サービスを利用するにあたっては、善良な管理者の注意をもって行うこととし、お客様の操作より生じた結果の責任はすべてお客様が負い、お客様の不適切な操作の結果弊社サービスサーバーが毀損、又は、機能が停止、阻害されるなど弊社に損害を与えた場合には、弊社に対して損害賠償責任を負います。

6. 弊社は、お客様に対して、コンピュータに関する一般的な操作方法、本件サービスサーバー内のソフトウェア以外のソフトウェアに関する質問応答等の義務を負うものではありません。

7. 弊社は、お客様の依頼に基づきサポート業務に際し、ユーザーのコンピュータまたはシステム環境に対し、直接ログイン、遠隔操作、または物理的アクセスを行うことはありません。

## 第7条（利用料金等）

1. お客様は、本契約で定める期限までに本契約に定める利用料金等及びこれらに対する消費税の全部を弊社が指定する方法により支払わなければなりません。その際、銀行振込手数料その他支払いに関する費用はお客様が負担するものとする。

2. 前項の債務の履行について遅滞が生じた場合には、お客様は、支払期限の翌日から現実の支払日まで未払金元本に対する年14.5%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

3. お支払いは、当社指定の方法からお客様が選択した方法により支払うものとします。

## 第8条（プラン内容及び価格の変更）

1. 弊社は、本サービスに係るプランにつき、あらかじめ設定料金および利用料金の価格を定め、適当な方法でこれを公示します。

2. 弊社は、すべてのプランのサービス内容及び設定および利用料金の価格を任意に変更することができることとします。

3. 弊社は、前項による変更を行った場合、お客様に通知します。

## 第9条（禁止事項）

1. 弊社は、本サービスの利用にあたり、お客様の次の行為を禁止します。

i 本サービスに係る弊社の電気通信設備等に過大な負荷を与えるなど本サービスの運営及びシステムに支障を与え、又は、与えるおそれのある行為

ii 公序良俗および法令に違反し、又は、違反するおそれのある行為

iii 弊社が定めた利用上の注意事項その他本サービス利用に係る指示に違反する行為

iv 弊社が利用者として不適当なものとして指定した行為

2. 弊社は、お客様に次の各号に該当する事由があると判断した場合、事前に通告することなく登録情報の削除、本サービス提供の停止、又は、本契約の解除を行うことができることとします。

i 前項に定める禁止行為が行われたとき

ii 本契約にあたり、お客様が申告した事項に虚偽があることが判明したとき

iii 利用料金の支払いを遅滞し、又は、支払いを拒否したとき

iv その他本契約の条項の1つに違反したとき

v 弊社が本サービスの利用者として不適当であると判断したとき

3. お客様は、弊社に対し、本条の禁止行為により発生させた損害を賠償する義務を負います。

4. 弊社は、本条第2項によってお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第10条（契約の解除）

1. お客様が本契約その他弊社との契約の条項の一に違反し、相当の是正期間があるにもかかわらずお客様が契約を履行しないときは、弊社は本契約その他の契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2. お客様が次のいずれかにでも該当したときは、弊社は何らかの通知及び催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。

i 差押、仮差押、仮処分、公売処分、若しくは租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき、整理の開始、又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算手続開始の申し立てがあったとき

ii 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき

iii 資本の減少、営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき

iv 自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき

v 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

3. お客様が、第1項または第2項i～vのいずれかに該当した場合、お客様は当然に期限の利益を失い、弊社に対して本契約に基づいて負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。また、前第1項及び第2項による解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

## 第11条（ID及びパスワードの管理等）

1. お客様は、弊社が付与するID等につき、管理責任を負い、付与されたID等を第三者に利用させる行為、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をしてはならないものとし、弊社は、お客様によるID等の管理について一切の責任を負いません。

2. お客様は、ID等が第三者に漏洩したこと又は第三者に使用されていることを認知した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するとともに、弊社の指示に従うものとします。

3. お客様は、本サービスの利用にあたり弊社に届け出た事項に変更が生じた場合、弊社に対し、速やかに通知するものとします。

## 第12条（免責）

1. 弊社が本サービスにおいて提供するソフトウェアは、弊社が提供時点で保有している状態で提供するものであり、弊社は、バグ等の不具合がないこと等本サービスの内容に瑕疵のないこと、及び、お客様が予定している利用目的への適合性を保証するものではありません。
2. 弊社は、弊社の判断により、本サービスにおいて提供するソフトウェアのバグ等不具合の修正、改良等の実施を行うこととし、お客様は、弊社がお客様における本サービスの完全性を具備させる義務を負わないことを承諾するものとします。
3. お客様が本サービスの利用にあたり、ダウンロードその他の方法で弊社又はサービスサーバーから取得したすべてのデータは、お客様自身の責任において利用するものとし、当該データをダウンロードしたこと起因して発生したコンピュータシステムの損害について、弊社は損害賠償の責任を負わないものとします。
4. お客様は、本サービス利用において、弊社がデータの破損、損失等がないことを保証するものでないことを承認するものとし、弊社は、データの損失に関するお客様の不利益について、損害賠償責任を負わないものとします。
5. 弊社は、本サービスの使用、又は、本サービスを使用できなかったことによりお客様に生じる一切の損害に関していかなる責任も負わないものとします。
6. お客様が本サービスを利用することにより第三者に対して損害を与えた場合、お客様は自己の責任によりこれを解決するものとし、弊社は、一切の責任を負わないものとします。
7. 弊社がお客様に対して負う損害賠償額は、お客様が弊社に対して支払い済みの直近12ヶ月分の利用料金に含まれる基本料金相当額をもってその上限とします。ただし、弊社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

## 第13条（顧問情報の取り扱い）

1. 弊社は、本サービスの提供に伴い、お客様が入力又は登録した顧問先に関する情報またはデータベース等（以下、顧問先情報といいます）を弊社サーバー上に保存します。ただし、弊社が当該情報を閲覧又は操作することは原則としてなく、以下の場合に限り例外的に行うことができます。
  - i 破損したデータベースの調査・復旧
  - ii お客様が利用するシステムへのデータ移行
  - iii 上記作業に付随する動作確認・保守対応
2. 弊社が前項但書の例外的対応を実施する場合、お客様は、事前に、当該顧問先本人から適法に情報開示の同意を取得するものとします。
3. 弊社が第1項及び前項に基づき顧問先情報を閲覧又は操作することによって損害が発生した場合、弊社に故意または重過失がある場合を除き、弊社は直接・間接を問わず一切の損害について責任を負いません。この損害については第三者（お客様の顧問先を含む）に生じた損害も含みます。また、仮に、弊社が損害賠償義務を負う場合でも、その金額は第12条第7項に定めたとおりとします。
4. 顧問先情報の漏えいその他事故が生じた場合、お客様は、当該問題を顧問先及び当該情報の客体となる個人又は法人（以下、情報対象者といいます。）との間で解決することとし、顧問先又は情報対象者が弊社に対して一切の責任追及をさせないこととします。

## 第14条（秘密保持の義務）

お客様は、本サービスを受けるにあたって入手した弊社の経営戦略、専門技術、顧客その他に関するデータないし情報（以下本条において「データ等」という）の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはいけません。お客様は、データ等の漏洩、盗用等を防ぐため、適切な措置を講じる義務を負います。お客様は、この約款に基づく契約の終了時に、その保有するデータ等を完全に消去し、返還することのできるものは弊社に返還する義務を負います。

## 第15条（個人情報等の管理）

1. 弊社は、お客様から取得する個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下、個人情報等といいます。）を以下の目的に利用し、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意がない限り、他の目的に利用しません。
  - i 弊社が提供する商品・サービスの運営・管理
  - ii 弊社の事業・業務に関連する情報提供および広告の配信
  - iii 弊社従業員の採用活動または人事管理
  - iv 上記の利用目的に付随する目的
2. 弊社が、本契約の履行にあたり、お客様から個人情報等取得する場合には、以下の事項を遵守するものとします。
  - i お客様の事前の承諾なく、取得した個人情報を第三者に開示、提供、漏洩又は自ら利用しません。
  - ii 前号の承諾を得るにあたって、お客様の請求により、当該第三者との契約書等必要な書類の写しを提供します。
  - iii 第2号により、第三者に個人情報を開示等する場合には、当該第三者に本項と同様の義務を課し、当該第三者による個人情報の漏洩等の事故が発生し、お客様に損害を与えた場合、その損害を賠償します。
  - iv 弊社は、個人情報等を取り扱うにあたり、事故等を防止する上で、必要かつ信頼性の高い適切な安全管理措置を講じます。
  - v 弊社は、個人情報等の安全管理のために、個人情報を取り扱う従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。
  - vi 弊社は、本項の安全管理措置につき、お客様から報告を求められたときには、速やかに報告します。
  - vii 弊社は、個人情報等の管理にかかる事務の全部又は一部を第三者に委託するときは、委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。
  - viii 弊社は、取得した個人情報等につき、取得利用目的を達成した後、遅滞なくこれを消去して、お客様に通知します。
3. お客様が本サービスを利用するにあたり入力した個人情報等に対しては、お客様のみがアクセスする権限を有し、弊社は、前項及び第13条1項但書の場合を除き、本サービスを提供するにあたりお客様が入力した個人情報等を弊社サーバーにて保管する場合であっても、当該個人情報等に対する一切の利用を行わず、お客様の事前の承諾を得ることなく、閲覧等により取得することはありません。お客様が入力したことにより弊社サーバーに保管された個人情報等は、本契約が終了した場合には、遅滞なくお客様が弊社サーバーに保管した他のデータと区別することなく一括してこれを消去します。
4. ユーザーが本規約に同意したうえで弊社サービスを利用する場合、弊社のプライバシーポリシーにも同意があったものとみなし、別途の同意取得は不要とします。
5. 本条は、本契約終了後においても効力を有します。

## 第16条（反社会勢力排除条項）

1. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・社会運動標ぼうゴロ若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会勢力」といいます。）ではないこと
  - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会勢力ではないこと
  - (3) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

(4) 本契約に基づく権利の行使及び義務の履行が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと

- A 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
2. お客様及び弊社は、相手方が前項に該当するか否かを判断するために調査を要すると判断した場合、その求めに応じて、その調査に協力し、お客様又は弊社が必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
  3. お客様及び弊社の一方について、次のいずれかに該当したときは、その相手方は、なんらの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。
    - A 前項1又は2の確約に反する申告をしたことが判明したとき
    - イ 前項3の確約に反し契約をしたことが判明したとき
    - ウ 前項4の確約に反した行為をした場合
  4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金（損害賠償額の予定）として保守基本料金の12ヶ月分を支払うものとし、解除したものに対して、解除により生じる損害について、一切の請求を行わないものとします。

## 第17条（本約款の効力）

1. 本約款は、弊社の判断によりお客様の承諾なく変更・改定ができるものとします。
2. 本約款が変更・改定する場合、弊社は、お客様に対して事前に通知するものとし、変更・改定後の本約款は、通知後、弊社とお客様との間の一切の関係を適用されるものとします。
3. 本約款のうち、秘密保持及び弊社の免責に関する事項は、本契約終了後も、引き続き効力を有するものとします。

## 第18条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

## 第19条（協議）

本契約に定めのない事項については、弊社とお客様との間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。

## 第20条（合意管轄）

本契約から生じる一切の紛争については、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。